

趣旨

高知市と高知労働局は「雇用対策協定」を締結し、相互に連携して雇用対策に関する施策を総合的、効果的かつ一体的に実施することで、地域経済の活性化と市民の暮らしの向上を図る。

また、雇用対策協定により、高知市と労働局が、その地域の課題に対する共通認識を持ち、「役割分担」、「連携方法」を明確化することにより、効果的なPDCAの実施や発信力の強化を図る。

内容

I 「働きたいすべての人」の選択肢の拡大と就労支援

性別や年齢、身体状況等の違いに関わりなく個性と能力を発揮できるよう「働きたいすべての人」の選択肢の拡大と就労支援に対する取組を実施する。

- ①就職氷河期世代の活躍促進、就労支援
- ②若年者の雇用促進・定着支援、女性の活躍促進、高齢者の就労促進、障害者等の雇用促進

II 労働環境の整備、働き方改革の推進

働きやすい職場環境を実現するため、働き方改革の推進によるワークライフバランスを実現するとともに、企業誘致による雇用創出、働ける環境整備に対する取組を実施する。

- ①長時間労働の削減や多様な勤務形態の導入など男女とも活躍できる環境づくりに取組むための気運の醸成
- ②働き方改革、ワークライフバランスの推進、エイジフレンドリーな職場づくりの促進
- ③企業誘致や雇用創出など働ける環境づくり、移住・定住の促進、人材確保に向けた支援

III 市と労働局・ハローワークの一体的な事業の実施

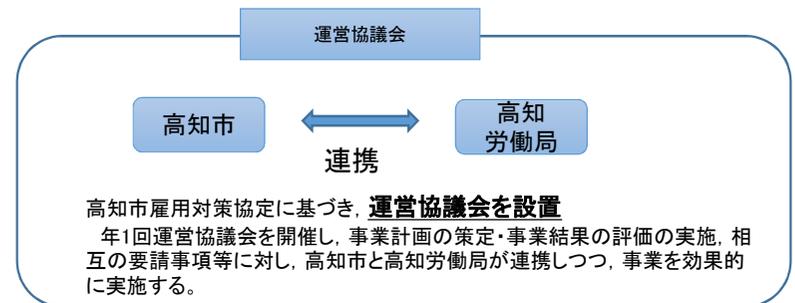
市が実施する就労・生活相談及び生活困窮者や生活保護受給者等の自立支援に係る施策と労働局・ハローワークが実施する職業紹介等の就労支援を一体的に事業実施することにより支援対象者の就職促進、福祉の向上を図る。

- ①就労・生活相談と職業紹介等就労支援を一体的に実施
- ②生活困窮者等に対する一体的支援の実施

IV 事業推進体制の構築

雇用施策に関する相互要請・広報、情報共有を図ることにより一体的な対策を実施するとともに、運営協議会を設置し連携体制を構築する。

- ①事業の周知広報に係る相互協力
- ②情報の共有
- ③会議体の構成、協議等



運営協議会構成メンバー

労働局	職業安定部	部長 職業安定課長 職業対策課長 訓練課長
	雇用環境・均等室	室長
	公共職業安定所	所長 職業相談部長
高知市	商工観光部	部長 産業政策課長
	健康福祉部	福祉管理課長 障がい福祉課長 介護保険課長 地域共生社会推進課長
	こども未来部	子育て給付課長
	市民協働部	人権同和・男女共同参画課長
	総務部	地域活性推進課長